


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市母子自立支援プログラム策定事業実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>平成26年10月1日に母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行されたことに伴い、厚生労働省から母子自立支援プログラム策定事業を見直す旨の通知が発出された。</p> <p>このことにより、本要綱の文言整理を行う必要があることから、所要の改正を行う。併せて、平成27年4月1日施行の東大和市組織規則の一部改正に伴う改正を行う。</p> <p>厚生労働省通知：平成26年9月30日付雇児発0930第4号 「母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施について」</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要綱名称の改正。 「東大和市母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」を「東大和市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」に改める。 ・「母子・女性相談員」を「ひとり親・女性相談員」に改める。 ・「母子自立支援プログラム策定申込書」を「母子・父子自立支援プログラム策定申込書」に改める。 ・「東大和市母子家庭等自立支援給付金支給事業実施要綱（平成20年訓令第50号）」を「東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則（平成27年規則第 号）」に改める。 ・「母子自立支援プログラム」を「母子・父子自立支援プログラム」に改める。 ・別記様式(1面)の「前夫」の次に「又は前妻」を加える。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審査終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。